

さいたまの学童ほいく

NO.05-2 / 2005年10月24日 埼玉県学童保育連絡協議会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005 048-644-1571

FAX048-644-1572 http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/

e-mail:gakudoust@yahoo.co.jp 【郵便振替】00160-7-93727

11月17日 県福祉部、教育局との話し合い

「県コバトンプラン」の真の実現のために、学童保育を含めた児童関連予算の拡充を！

今回の県との話し合いの焦点・重点

重点1 「運営基準」が実現できるよう基準額増を
補助基準額は、98年度=4,111,200円が、02年度=3,984,000円、03年度=3,941,000円、04年度=3,920,000円（開設日281日以上、児童21～35人、指導員3人の基準）と下がりました。要望の重点の1つは、1箇所当たりの補助基準額増です。

「運営基準」は、「常勤指導員を複数配置することが望ましい」と明記しています。指導員の安定した労働条件が確保できるよう、また、指導員常時複数体制を確保できるように、1ヶ所あたりの補助基準額を増額を求めます。

重点2 大規模学童保育問題の解決のための、分離・独立を促す方策を考えて

大人数=大規模学童保育の問題が全県の・全国的に深刻化しています。この問題の解決は、適正規模で分離・独立を進める意外にはありません。「運営基準」は、「集団活動を指導できる規模は、40人を限度とする。41人以上を越えている場合には、複数の集団活動ができる体制をとることが必要である」と明解です。県から市町村に指導・助言していくことと併せて、県としても、学童保育が「複数の集団活動ができる体制を」とった場合、それぞれを1クラブとして認め、補助金が支出できるように要件を明確にすることを求めています。

例えば、余裕教室を2クラス活用していても、基本的な生活単位を分けている場合について2ヶ所と認めるようなことです。

重点3 「障害児4人で指導員2人」への改善を

県は86年度から障害児加算補助を開始、99年度には障害児3人に指導員1人、6人に2人と改善をされ（補助額は1,491,600円から975,000円と改善）、03年度から、障害児1人に指導員1人と改善を図りました。しかし障害児6人以上についてはそのままです。

重点4 障害児学保の「3対1、6対1」の改善を
障害児学童保育は、「重度障害児（療育手帳A等）3人に指導員1人、その他の障害児6人に指導員1人」の基準です。現場感覚からは、最低、すべての障害児について最低3対1対応が必要です。その上で、特に指導員の手を必要とする知的障害と身体的障害が重複している児童、肢体不自由の児童等の児童については、1対1対応を求めています。

また、通常学童保育について昨年3月に「運営基準」を策定しましたが、障害児学童保育についてもその検討を求めています。

重点5 少子化克服=「コバトンプラン」実現のために児童についての予算を重点的に確保する努力を

埼玉県の児童関係予算は、全体の中でたった2.1%（04年度）。コバトンプランのめざす少子化克服を真に達成しようとするれば、児童にかかる予算を抜本的に増やしていく必要があります。そのために県を上げての努力を求めています。

重点6 市町村に対して、「運営基準」を周知し、「運営基準」に沿ったレベルアップを促して

県は市町村に対して、「運営基準」にもとづいて、「点検シート」の公表を通じて「運営基準」の徹底を促し、「運営基準」にもとづいて「改善計画」を提出させ、「活用促進事業」補助も活用してもらいながら学童保育のレベルアップを進めています。引き続き、市町村に対してはたらきかけることを要望します。

知事に対する陳情署名で要求実現の後押しを！

私たちの要求を後押しする意味から、今年も、知事に対して直接要望を届ける陳情署名にとりくみます。

過去7回の署名は知事に直接手渡すことができ、予算増につながる大きな力になりました。今から地域で討議をしてご準備下さい。

目標 1世帯1枚=10名を添付しました。

時期 10月から12月末日まで。第一次〆切 12月5日（月）

例年実施している「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める」国会請願署名と合体させてとりくみます。

県との話し合い日時・会場

11月17日（水）

9:15集合・打ち合わせ 10:00～11:30話し合い

さいたま共済会館 6階

2006年度県予算等に関する要望内容

は最重要望 は重要望

県の学童保育施策を下記の点で改善して下さい

1. (1) 対象数の増加を盛り込む (2) 指導員常勤複数を確保できるよう1ヶ所あたり基準額増 (3) 公立の基準額の改善
2. 県として施設確保のために次のことを行って

- (1) 学童保育を単独で建てる場合の「児童厚生施設等整備費」を活用できるように予算化を図って

政府の「三位一体改革」の動きにより、学童保育を単独設置するための国の施策である「子育て支援のための拠点施設整備」は活用できなくなりました(埼玉県は、元々予算化していません)。その代わりに今年度から「児童厚生施設等整備費」が学童保育を単独で建設する場合にも使えるようになりました。

- (2) 余裕教室の活用を促すため「保育環境改善等事業費」を活用できるように 新たな要望

同様に、「余裕教室活用促進事業」は廃止され、代わりに、「保育環境改善等事業費」の中から補助金が出るようになりました。

- (3) 民間施設借用の学童保育への家賃補助の予算化を
- (4) 県教育局として、学校施設等を活用できるように指導を
3. 指導員の研修の機会を保障するために「放課後児童指導員研修会」を引き続き県連協と共催し、内容も充実し予算も増やして
4. 大人数の学童保育が増え、児童の生活に支障を来しています。児童数が一定の数を超えたら2ヶ所に分けることができるように補助要件を改めてください。 新たな要望

5. 障害児受け入れを進めるために

- (1) 補助基準額の改善 (2) 障害児4人以上に指導員2人の加配の実現を

- (3) 障害児の送迎を支援する制度の整備を 新たな要望

障害児の場合、自ら通所することが困難なため、ファミリーサポート等の既存の制度を通所している児童もいる。送迎が可能となるように何らかの形で支援をしてほしい

6. 学童保育が加入する賠償責任保険の保険料への補助の新設を

障害児学童保育(養護学校放課後児童対策)事業の改善を

1. 箇所数増、児童数増を見込む予算化 2. 指導員の人件費補助増 3. 指導員配置基準(3対1, 6対1)の改善を
4. 指導員の健康診断料の補助を 5. 運営費補助の新設
6. 施設・設備に関して (1) 施設・整備に関する施策・補助を (2) 市町村に対して、施設に対する施策や支援をはたらきかけて
7. 障害児学童保育についても、質の改善を図るために「運営基準」を作成して
8. 教育局特別支援教育課に対して、各養護学校に障害児学保の意義と活動内容を伝え、協力を呼びかけて 養護学校と障害児学保とが日常的に情報交換を行えるように 学校施設・教室を活動場所として利用させて
9. 送迎用車両の自動車取得税、自動車税が減免できるように自動車税事務所にはたらきかけて 新たな要望

コバトプランのめざす少子化克服を真に達成するために、児童にかかる予算を抜本的に増やして 新たな要望

県として、「県放課後児童クラブ運営基準」そのものの改善・見直し(フォローアップ)を進めて。 新たな要望

「運営基準」そのものも、よりよく、より使いやすいものとして改善・改正させていくことも必要です。

市町村に対して、「運営基準」を周知し、「運営基準」に沿った改善計画と改善を促して

1. すべての市町村が「運営基準」にもとづいて「改善計画」を策定するようにはたらきかけて
2. 「改善計画」にもとづいて「活用促進事業」も活用して、具体的な改善を進めるようにはたらきかけて

厚生労働省に対して国の事業の改善をはたらきかけて

1. 学童保育専用の施設(室)の確保と、専任指導員が常時複数・常勤配置できるよう、最低の基準と財政措置を明確に
2. 放課後児童健全育成事業の改善を
3. “頑張っている”自治体を励ます現行の補助金の仕組みを維持するよう県として、国にはたらきかけて 新たな要望

「三位一体改革」の動きを背景に、今年度、厚労省は当初、補助の仕組みを大幅に変えようとしていました。埼玉県のように時間延長、土曜開設、障害児受入など“頑張っている”自治体の足を引っ張るものでした。私たちの運動の結果、大場に改善されましたが、「三位一体改革」は続いており、県の考えを確かめたい。

県連協から大事なお願いです

県連協の組織強化=常勤の専従職員複数化のために

「県連協会費値上げ」について地域・学童保育でご確認ください!

今年5月の県連協総会にて、来年度から、県連協の組織強化を図るための専従職員の複数化と、それに伴う県連協会費の値上げを実施することを提案しました。これを、12月、2月の県連協代表委員会(総会に次ぐ決議機関)で討議し、5月の総会で決定したいと考えています。お忙しい時期かと思いますが、父母会・連絡協議会・指導員会等でご確認ください。県連協ではこの程、「討議資料」と全世帯用ダイジェスト版を作成しました(県連協HPにも掲載する予定です)。また、地域連協等で討議する際には説明におうかがいしますので、是非、ご連絡下さい。併せて、質問・意見は随時、県連協事務局までお寄せ下さい。